

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、別表に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成28年厚生労働省告示第52号）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円（交通事故に係る自費診療及び日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者に係る自費診療にあつては20円）を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の108を乗じて得た額）とする。ただし、消費税法に規定される医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については非課税とする。</p> <p>(後 略)</p> <p>別表1 } 別表2 } (略) 別表3 } 別表4 }</p>	<p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、別表に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成30年厚生労働省告示第43号）の別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円（交通事故に係る自費診療及び日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者に係る自費診療にあつては20円）を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の108を乗じて得た額）とする。ただし、消費税法に規定される医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については非課税とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>別表1 <u>（別 添）</u> 別表2 （同 左） 別表3 <u>（別 添）</u> 別表4 （同 左）</p>

別表1 保険外併用療養費

区分	算定単位	料金（円）	備考
(略)			
2 選定療養費			
(略)			
(2) 特定機能病院における初再診時負担額			
ア 初診時負担額（他の保険医療機関等からの紹介なしに受診した患者の場合）	1回につき	5,400 (5,000)	
イ 再診時負担額（他の病院（一般病床の数が 500 400床未満のものに限る。）又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、受診した患者の場合）	1回につき	2,700 (2,500)	
(3) 制限回数を超えて受けた診療			
ア 検査（腫瘍マーカー）			
癌胎児性抗原（CEA）	1回につき	1,166 1,134	
α-フェトプロテイン（AFP）	1回につき	1,188 1,155	
前立腺特異抗原（PSA）	1回につき	1,447 1,404	
CA19-9	1回につき	1,447 1,404	
(略)			

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。

別表3 患者の意思による自由診療（医科領域に係る診療）

区分	算定単位	料金（円）	備考
(略)			
3 各種処置及び手術料			
(略)			
(7) 内視鏡下手術用ロボット支援を含む入院料			
ア 直腸がん	1回につき	1,960,000	
イ 結腸がん	1回につき	1,861,704	
ウ 胃がん	1回につき	1,710,000	
エ 子宮悪性腫瘍			
単純子宮全摘術及び骨盤リンパ節郭清術によるもの	1回につき	1,530,000	
広汎子宮全摘術及び骨盤リンパ節郭清術によるもの	1回につき	1,530,000	
オ 肺がん	1回につき	1,960,000	
カ 縦隔腫瘍・胸壁腫瘍	1回につき	1,220,000	
キ 腓体尾部腫瘍	1回につき	1,490,000 1,670,000	
ク 子宮良性腫瘍	1回につき	1,140,000	
ケ 食道がん	1回につき	3,960,000	
コ 膀胱腫瘍	1回につき	2,550,000 2,860,000	

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。